

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石井町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1) 国民健康保険被保険者資格の取得、異動等に関する事務 (2) 国民健康保険被保険者証等に関する事務 (3) 医療保険の給付に関する事務 (4) 国民健康保険関連台帳の照会に関する事務 (5) 国民健康保険被保険者を対象とした保健事業に関する事務 (6) オンライン資格確認業務(資格履歴管理業務、機関別符号の取得等事務)</p>
③システムの名称	国民健康保険システム 中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間向けサーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格・給付情報ファイル 統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】別表第二 第42、43、44、45項 別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条 【オンライン資格確認業務】番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	石井町総務課 〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1 088-674-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	石井町総務課 〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1 088-674-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I-1③システムの名称	追加	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	
平成29年6月14日	I-3法令上の根拠	追加	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	
平成29年6月14日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二【情報提供】別表第二 第1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106項【情報照会】別表第二 第42、43、44、45	番号法第19条第7号及び別表第二【情報提供】別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】別表第二 第42、43、44、45項 別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和1年6月21日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二【情報提供】別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】別表第二 第42、43、44、45項 別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条	番号法第19条第7号及び別表第二【情報提供】別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】別表第二 第42、43、44、45項 別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策		項目を追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月24日	I-1②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1) 国民健康保険被保険者資格の取得、異動等に関する事務 (2) 国民健康保険被保険者証等に関する事務 (3) 医療保険の給付に関する事務 (4) 国民健康保険関連台帳の照会に関する事務 (5) 国民健康保険被保険者を対象とした保健事業に関する事務</p>	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1) 国民健康保険被保険者資格の取得、異動等に関する事務 (2) 国民健康保険被保険者証等に関する事務 (3) 医療保険の給付に関する事務 (4) 国民健康保険関連台帳の照会に関する事務 (5) 国民健康保険被保険者を対象とした保健事業に関する事務 (6) オンライン資格確認業務(資格履歴管理業務、機関別符号の取得等事務)</p>	事後	
令和3年2月24日	I-1③システムの名称	<p>国民健康保険システム 中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム</p>	<p>国民健康保険システム 中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間向けサーバー等</p>	事後	
令和3年2月24日	I-3法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項、別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p>	<p>番号法第9条第1項、別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月24日	I-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第二 【情報提供】別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】別表第二 第42、43、44、45項 別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条</p>	<p>番号法第19条第7号及び別表第二 【情報提供】別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】別表第二 第42、43、44、45項 別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条 【オンライン資格確認業務】 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第二 【情報提供】別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】別表第二 第42、43、44、45項 別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条 【オンライン資格確認業務】番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】別表第二 第42、43、44、45項 別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条 【オンライン資格確認業務】番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	